

豊田市（愛知県）

< 取組の概要 >

災害時要援護者登録制度を設け、自治区や近隣住民の互助による支援を実施。基本的に手上げ方式により登録への同意を確認しているが、ひとり暮らし高齢者制度登録者¹に対しては民生・児童委員が戸別訪問し、制度の周知と登録への勧誘などを行った成果により、約 85%が登録。

1．取組開始の経緯等

豊田市は平成 17 年 1 月現在、人口約 36 万人、うち 65 歳以上の高齢者が約 4 万 2,800 人(11.8%)となっているが、阪神・淡路大震災では高齢者の死亡率が高く、その支援が課題となっていること、14 年 4 月、東海地震に関する「地震防災対策強化地域」として豊田市が指定されたことを踏まえ、災害時要援護者（要援護者）の避難支援体制を確立し、要援護者が住み慣れた地域内で安心して生活できる環境を整備するため（在宅支援の一環）要援護者登録制度を設立することを決定した。

16 年 1 月に自治区長、民生・児童委員合同の説明会開催後、2 月より要援護者の同意確認等の作業を開始。5 月～6 月に自治区長説明会を開催し、自治区における「地域支援者」を選任後、8 月に自治区、民生・児童委員に登録台帳を配布するなど、積極的に取り組んでいるところである。

2．取組主体の構成

市（福祉保健部局が主体的に活動）、自治区（地域支援協力者を含む地域）、民生・児童委員、社会福祉施設

3．避難支援の取組状況

（1）要援護者情報の把握方法

豊田市では、要援護者への避難行動支援プランを策定するため、まず、福祉保健部局、民生・児童委員が把握している対象者である

介護保険の要介護 3～5 の認定者のうち居宅介護の者(1,078 人)

ひとり暮らし高齢者登録者 (1,088 人)

在宅重度心身障害者の認定者 (477 人)

から に準じるもの

H16.10.1 現在。なお、複数の項目に該当する者については、 の順に計

¹ 市内に居住する 65 歳以上の高齢者で、同一敷地内や隣地に配偶者又は子のいない者を「ひとり暮らし高齢者」とし、認定希望者は地区民生委員、地区在宅介護支援センターを経由し、市へ申請する。認定者に対しては福祉電話訪問や緊急通報システムなどの支援が実施される。

上。

について、ダイレクトメールの送付等を実施した上、手上げ方式により要援護者本人又は家族から希望のあった者を登録している。

ひとり暮らし高齢者の登録の際には要援護者の登録も促し、また、介護保険対象者には、要介護認定通知と一緒に登録制度のパンフレットを同封し、制度の周知を図っている。

16年10月1日現在、1,625名が登録しているが(~ の約61%) 特に、独居老人に対しては民生・児童委員が戸別訪問し、制度の周知と登録への勧誘などを行った成果により、一人暮らし高齢者の登録者のうち約85%が登録している。

(2) 避難支援者の定め方

避難支援者の基盤は近隣の助け合い社会である自治区とし、民生・児童委員以外の地域支援協力者については、要援護者本人の推薦によるか、又は自治区又は自主防災会(以下自治区等という)において隣接する人々(組等)の中から募集している。地域支援者の選任が難しい場合は、組単位での見守りとし、組長に支援をお願いしている。

なお、勧誘に当たった民生・児童委員から、要援護者登録は容易であったが、地域支援員の引受人については「今更、言われなくとも日常生活の中で、『見守り・助け合い』は既に築きあげている」、「名簿に登載することで、責任を感じ抵抗がある」等といわれ、苦労したとの声も聞かれたところであるが、制度の趣旨の周知・浸透に努めるとともに、パンフレット等を通じ、要援護者の登録者に対しては、必ず地域支援者に助けてもらえると決め込んで待っているだけではないことなどを、避難支援者に対しても責任を伴うことではないことの周知に努めている。

要援護者本人に手渡し

災害時要援護者登録に同意された方へ

このたびは、災害時要援護者登録制度に登録の同意をいただき、誠にありがとうございました。

この制度は、登録の同意をされた方の台帳を作成し、普段から自治区や自主防災会、民生・児童委員の皆さんにお見せし、本人の周りにお住まいの皆さんに見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想される時には危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をいただくことを目的としています。

しかし、登録したからといって、必ず助けていただけると決め込んで待っているだけではありません。自分から周りの人々といつも良い関係をつくるよう努力していただくことが必要です。また、災害時には助けてくれると思っている近所の皆さんも、どのような事情が発生しているかわかりません。自分の身は自分で守るという考えで次のことに心がけましょう。

◎心がけていただきたいこと

- ・自治区及び地域支援者(助け合う仲間)、隣近所との仲の良い人間関係を保つよう努力しましょう。
- ・防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
- ・災害に備えて、自分のできることは自分で行うよう心がけましょう。
- ・災害の発生が予想される時、または発生した時には地域支援者へ自分から連絡するよう努力しましょう。

◎自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

【問合せ】豊田市役所福祉保健部
(高齢者の方) 高齢福祉課 長寿支援担当 電話 34-6634
(障害者の方) 障害福祉課 支援担当 電話 34-6751

登録者へ配布しているパンフレット

(3) 要援護者情報の共有方法

登録の際、要援護者本人から、民生・児童委員、自治区の役員、地域支援者等に台帳をあらかじめ開示することについての同意を得ている。

4. 運営上の役割分担

(1) 自治区

平常時は回覧板等による制度普及とともに、3(1)の把握に努める。また、登録者に対し、夏祭り等の自治区主催事業への参加を促したり、普段から安否を気遣ったりするなど、要援護者に視点を当てたコミュニティ活動の実施等により、日頃からの相互理解を推進している。

災害時は、避難情報発令時から災害収束時（又は大災害により避難の長期化が避けられなくなったとき）までの間における、要援護者登録台帳登録者への情報伝達、安否確認、避難誘導等の相互協力を努めることとしている。



避難支援（訓練）の状況

(2) 民生・児童委員

平常時はひとり暮らし高齢者を中心とした要援護者の同意確認を実施。発災時は、自治区及び市と協力し、要援護者登録台帳未登録者も含めた要援護者に対するできる限りの避難情報の伝達や安否確認、避難誘導等を行う。なお、避難が長引く場合は避難者のケアを実施することとしている。

なお、要援護者の登録を促進するためには、民生・児童委員の役割が重要であることから、制度の理解を高めるための研修会を年2回開催している。

(3) 市

広報誌等により制度普及に努めるとともに、3(1)及びの同意確認を実施する。また、自治区等と協力しつつ、台帳の作成・更新を実施。災害時は、全要援護者を対象とした情報提供及び現状把握、ボランティアや各種団体等と協働した安否確認、被災者の救助、二次避難所への避難誘導を実施する。さらに、避難が長期に及ぶ場合の避難者支援を実施する。

5. 関係機関等との連携状況

(1) 民間社会福祉施設等

指定避難場所（学校の体育館等）、福祉避難所（各地区交流館）等では避難生活が困難と思われる要援護者の避難施設として、社会福祉法人、医療法人等との間で、災害時において要援護者のための避難施設として民間社会福祉施設等を使用するための協定書を締結している。

協定では、住居喪失、倒壊等により居住できなくなり、避難を余儀なくされた場合に、介護保険の要介護認定者又はこれに準ずる者のうち施設の入所基準に該当する者に対して実施することとしている。また、民間社会福祉施設等への移送は原則として市又は要援護者の家族等とし、それが困難な場合は施設に依頼することとしている。なお、経費の負担については、社会福祉法人等の社会貢献活動の一環とし、必要な場合は要した経費、その他の事情

等を勸案し、市と社会福祉法人等とで協議することとしている。

16年1月より社会福祉法人等との協定締結を進めており、17年1月現在で高齢者施設11、障害者施設6の計17施設との協定締結に至っている。なお、協定を締結した施設に対しては、1施設当たり5枚の要援護者用のマットレスを配布している。

なお、災害時に備え、市では高齢者用の食料（おかゆ食）5,000食と、日用品（おむつ・救助セット等）2,500セットを市内に分散備蓄している。

（2）トヨタグループ災害V（ボランティア）ネット

平成12年9月の東海豪雨での被災後、地域災害への積極的な支援を目的にグループ企業を含めた災害時ボランティア活動の支援体制づくりを進めていくため、14年4月に設置要綱を策定の上、災害ボランティア登録者の募集を開始している。登録者はトヨタグループ13社の社員、OB、家族等からなり、16年10月現在、総登録者840人となっている。各登録者は、災害時を想定した座学とともに、高齢者・障害者の避難誘導等の防災訓練を受けることとなっている。また、平常時は要援護者宅を戸別訪問し、家具転倒防止等の防災対策活動・防災指導や、知的ハンディをもった者との避難訓練、行政や各種団体との情報交換会を実施している。

発災時の活動内容は、被災者（地）の自立復興支援に関するボランティア活動全般となるが、行政や社会福祉協議会等の団体と連携を図りながら、各地域でのサポート体制に努めている。

6．訓練の実施状況

自治区、民生・児童委員、市の役割について定めたマニュアルでは、連携して防災訓練を実施し、登録者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行うこととされている。また、民間福祉施設においては、地震災害等を想定した防災訓練を実施している。



防災訓練の状況

7．今後の課題等

- ・ 民生・児童委員は、ひとり暮らし高齢者が自立した生活を送ることができるよう、各種相談や生活支援、情報提供（社会福祉の制度や各種サービスの内容）、「声かけ」「安否確認」などを日常生活の中で行っているため、ひとり暮らし高齢者とは信頼関係が築けており、要援護者台帳への登録勧誘が比較的容易であった。
- ・ ひとり暮らし高齢者の登録に際しては、民生・児童委員が地域の中で該当者を発掘し、登録に繋げているため、双方が顔なじみであり、要援護者の登録制度にもつなげやすかった。

・ 民生・児童委員からは、「ひとり暮らしの人は不安を持っており、すんなり登録できた」、「情報開示を拒む人は殆んどいなかった。逆に、助けてほしいと言われる方が、大多数であった」との声も聞かれた。

- ・ 引き続き、ひとり暮らし高齢者としての登録を希望していない者（平成12年時点で約300人）難病患者なども含めた3(1)に該当する者の把握と要援護者台帳への登録促進や、手上げ方式のため、未登録となっている3(1)に対する制度の周知と登録への勧誘が必要。
- ・ 避難勧告等発令後における民間社会福祉施設、トヨタグループ災害Vネット等の関係機関、団体等との連携の具体化が必要。
- ・ 集合住宅をはじめ、要援護者登録制度の参加状況が低調傾向にある地域における地域支援者の確保と登録制度への理解促進のための活動が必要。

災害時要援護者登録台帳

記載例

作成 H 年 月 日 廃止 H 年 月 日 (理由)

自治区名	西町自治区	民生委員氏名	〇〇 〇〇	TEL	〇〇-〇〇〇〇
				FAX	〇〇-〇〇〇〇
災害時要援護者《高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他 ()》					
住所		豊田市西町3-60		TEL 31-1212	
氏名					
豊田 太郎		(男・女)		生年月日 大正 10年 10月 10日	
緊急時家族等の連絡先 (ひとり暮らしの場合のみ)					
氏名		豊田 一郎		続柄(子) TEL 052-〇〇〇-〇〇〇〇	
氏名		豊田 次郎		続柄(弟) TEL 0565-〇〇-〇〇〇〇	
家族構成 (本人含む)			住宅の着工時期		
2 人			昭和56年5月31日より (以前 以後 不明)		
特記事項					
本人は要介護4で1人では歩行が困難。妻と2人暮らしであるが老夫婦世帯であるため、緊急時の避難には第3者の手助けが必要である。					
(必要な保健・医療・福祉サービス)					
人工透析を受けている。					
地域支援者 (助け合う仲間) ※自治区記入			地域支援者 (助け合う仲間)		
住所		豊田市西町3-〇〇		住所 豊田市西町3-〇〇	
氏名		三好 太郎		氏名 藤岡 一郎	
TEL		〇〇-〇〇〇〇		TEL 〇〇-〇〇〇〇	
地域支援者 (助け合う仲間)			地域支援者 (助け合う仲間)		
住所				住所	
氏名				氏名	
TEL				TEL	
組名					
〇〇 組					

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

豊田市長 鈴木 公平

記載要領

- 1 自治区名 災害時要援護者の所属する自治区名を記入。
- 2 民生委員氏名 災害時要援護者を担当する民生委員の氏名及び電話番号を記入。
- 3 災害時要援護者 下記を参考にして、高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他の該当箇所を○で囲むとともに、本人の住所、電話番号、氏名、男女別、生年月日を記入。
 - ・高齢要介護者…介護保険の要介護認定者及びこれに準ずる方。
 - ・ひとり暮らし高齢者…ひとり暮らし高齢者等登録者に未登録の独居者も含む。
 - ・障害者…すべての心身障害者の方。
 - ・その他…上記以外の方。（ ）内には理由を記入。緊急時家族等の連絡先はひとり暮らしの場合にのみ記入。
- 4 家族構成 本人を含んだ同居家族の人数を記入。
- 5 住宅の着工時期 該当するものを○で囲む。
- 6 特記事項 本人の状況、家族の状況等災害時に参考になる事項を記入。
- 7 地域支援者 本人の所属する自治区の組の方等近くにお住まいの方々に趣旨を説明し、(助け合う仲間) 合意の上で支援者を2名以上記入。
- 8 組名 本人の所属する組名を記入。

災害時メモ

年 月 日 記入
年 月 日 記入
年 月 日 記入

登録者本人に手渡し

災害時要援護者登録に同意された方へ

このたびは、災害時要援護者登録制度に登録の同意をいただき、誠にありがとうございました。

この制度は、登録の同意をされた方の台帳を作成し、普段から自治区や自主防災会、民生・児童委員の皆さんにお見せし、本人の周りにお住まいの皆さんに見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想される時には危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をいただくことを目的としています。

しかし、登録したからといって、必ず助けていただけると決め込んで待っているだけではいけません。自分から周りの人々といつも良い関係をつくるよう努力していただくことが必要です。また、災害時には助けてくれると思っている近所の皆さんも、どのような事情が発生しているかわかりません。自分の身は自分で守るという考えで次のことに心がけましょう。

◎心がけていただきたいこと

- ・自治区及び地域支援者（助け合う仲間）、隣近所との仲の良い人間関係を保つよう努力しましょう。
- ・防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
- ・災害に備えて、自分のできることは自分で行うよう心がけましょう。
- ・災害の発生が予想される時、または発生した時には地域支援者へ自分から連絡するよう努力しましょう。

◎自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

【問合せ】豊田市役所福祉保健部

(高齢者の方) 高齢福祉課 長寿支援担当 電話 34-6634
(障害者の方) 障害福祉課 支援担当 電話 34-6751

地域支援者（助け合う仲間）になられる方々へ（お知らせ）

1 災害時要援護者とは

災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。

具体的には、在宅の「心身が不自由な高齢者や障害者」の方々、家族の支援が受けられない「ひとり暮らしの高齢者」などが想定されます。

豊田市では、災害時要援護者（以下要援護者と言う。）の登録制度を発足させ、近隣社会の互助により、登録者に対する普段からの見守り及び災害時の支援を行っていく体制づくりをしていきたいと考えています。

2 地域支援者（助け合う仲間）とは

要援護者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合及び発生した時に災害に関する情報を伝えたり一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方です。

いざという時すぐに支援ができるように、要援護者の隣近所の方々にお願いしたいと考えています。責任を伴うものではありません。普段からのより良い近所付き合いに心がけ、その中で支援していただければ結構です。

なお、普段からのお付き合いの中で、要援護者ご本人がどのような健康状態なのか等、非常時の支援に役立つような情報収集に心がけていただくようお願いいたします。

3 台帳の開示

災害時要援護者登録台帳は、裏面にある「台帳の見本」の内容で自治区及び民生・児童委員に配布されます。そして、自治区及び自主防災会の役員、地域支援者（助け合う仲間）等必要最小限の方々に情報提供され、災害時の支援に役立てられます。

4 注意事項

要援護者の情報（台帳の内容）は、地域支援者の方々にも提供されますが、個人情報になりますので、取り扱いにご注意ください。

5 連絡

転居等、地域支援者（助け合う仲間）の役割が果たせないような状況が発生した場合は下記までご連絡下さい。

【連絡先】 豊田市役所福祉保健部 高齢福祉課
電話 3 4 - 6 6 3 4

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等
を使用することについて（協定概要）

1 目的 指定避難場所（学校の体育館等）、福祉避難所（各地区交流館）等では避難生活が困難と思われる方々（以下「要援護者」という。）の避難施設として民間社会福祉施設等を利用できる体制を整備することにより、災害時における要援護者の安心できる生活環境を確保する。

2 方法 豊田市と各社会福祉法人及び医療法人との間で、災害時において要援護者のための避難施設として民間社会福祉施設等を使用するための協定書を締結。

3 締結先

○高齢者施設 11施設、 障害者施設 6施設、 合計 17施設

法人名	施設名	施設所在地	施設の種類	締結日
(社福) 福寿園	豊田福寿園	高町東山 7-46	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	みなみ福寿園	永覚新町 5-194	〃	平成16年1月19日
(社福) 恩賜財団 愛知県同胞援護会	とよた苑	野見山町 5-80-1	〃	平成16年3月10日
	サンホーム豊田	〃	知的障害者更正施設	平成16年3月10日
(社福) 徳永会すばる	すばる	本新町 7-50-7	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
(社福) みどりの里	豊水園	今町 5-40-1	〃	平成16年3月8日
(医) 寿光会	豊田老人保健施設	川田町 1-36	介護老人保健施設	平成16年3月16日
トヨタ自動車 健康保険組合	老人保健施設 ジョイステイ	平和町 1-1	〃	平成16年3月16日
(医) 豊成会	老人保健施設 ウェルビー	昭和町 1-1	〃	平成16年3月10日
(医) 豊和会	老人保健施設 かずえの郷	和会町東郷 148	〃	平成16年3月9日
	ビブレ	広美町郷西 73-1	精神障害者生活訓練施設	平成16年3月1日
(社福) とよた光の里	光の家	高町東山 7-44	身体障害者療護施設	平成16年1月19日
〃	ひかりの丘	宝町玉泉 102-7	身体障害者福祉ホーム	平成16年1月19日
(社福) 無門福祉会	無門学園	高町東山 7-43	知的障害者更正施設	平成16年3月1日
(医) 研精会	サン・ドーム	保見町横山 100	精神障害者福祉ホーム	平成16年3月1日
(社福) 豊田みのり 福祉会	豊田みのり園	中根町男松 14	特別養護老人ホーム	平成16年4月15日
(医) 豊和会	介護老人保健施設 さなげ	浄水町原山 1-54	介護老人保健施設	平成16年5月11日

は障害者施設

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、豊田市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人みどりの里（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(1) 介護保険の要介護認定者

(2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の收容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム 豊水園

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成16年3月8日

(甲) 豊田市西町三丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 鈴木 公平

(乙) 豊田市今町5丁目40番地1

社会福祉法人 みどりの里

理事長 成瀬 忠美

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条第1項 (避難を余儀なくされた場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・ 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・ その他これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (できる限り受託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第6条第1項 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第7条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第8条第1項 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・ 施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ・ 必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第9条 (あらかじめ協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第11条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。